

No	10-01
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍総合システム
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市市民生活課
個人情報ファイルの利用目的	人の身分関係を登録し、公証する戸籍制度を適正に管理するため
記録される項目	氏名、性別、生年月日、年齢、国籍、本籍、住所、続柄、結婚、離婚、死亡、成年被後見人・被保佐人等、電話番号
記録される個人の範囲	新発田市に本籍のある者、新発田市に戸籍届書を提出した者
記録される個人情報の収集方法	戸籍届出書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 新発田市市民生活課 (所在地) 新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	10-02
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	犯歴票
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市市民生活課
個人情報ファイルの利用目的	身分証明や資格調査に関する回答および該当者に関する各種通知事務を適正に行うため
記録される項目	氏名、性別、生年月日、本籍、住所、犯罪の経歴
記録される個人の範囲	新発田市に本籍のある者
記録される個人情報の収集方法	他の官公庁より通知
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含まない ☒ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市市民生活課 （所在地）新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	10-04
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住居表示台帳
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市市民生活課
個人情報ファイルの利用目的	住居表示実施地区の住居番号の符定及び台帳管理のため
記録される項目	氏名、住所、電話番号、地番、建物図面
記録される個人の範囲	住居表示実施地区に建築した建物に住居番号の符定を受けようとする者
記録される個人情報の収集方法	建物その他の工作物新築届から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 新発田市市民生活課 (所在地) 新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	10-05
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民情報システム（住民基本台帳）
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市市民生活課
個人情報ファイルの利用目的	住民に関する居住情報の記録及び管理のため
記録される項目	氏名、カナ氏名、生年月日、性別、年齢、本籍、筆頭者、住所、前住所、世帯主氏名、続柄、転出予定地、転出確定地、異動日、届出日、異動事由、旧氏、個人番号、住民票コード、宛名番号、世帯番号、外国人情報、通称、国民健康保険情報、後期高齢者医療保険情報、介護保険情報、国民年金情報、児童手当情報、行政区、学校区、投票区、届出人氏名、電話番号
記録される個人の範囲	住所を有している人、住所を有していた人
記録される個人情報の収集方法	本人等から直接、市町村間の通知から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☐ なし ☒ あり⇒提供先（住民基本台帳ネットワーク、コンビニ交付システム、出入国在留管理庁連携、中間サーバー）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市市民生活課 （所在地）新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	10-06
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民情報システム（印鑑登録台帳）
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市市民生活課
個人情報ファイルの利用目的	印鑑の登録・抹消・停止等管理のため
記録される項目	氏名、生年月日、住所、性別、カナ氏名、旧氏、外国人情報、氏名のカタカナ表記(外国人のみ)、登録印影、印鑑登録番号、印鑑管理番号、届出年月日、異動年月日、処理年月日、異動事由、異動理由、登録年月日、抹消年月日、抹消理由、宛名番号、世帯番号、転出予定日、在留カード等の番号、備考
記録される個人の範囲	印鑑登録をしている住民、印鑑登録をしていた住民
記録される個人情報の収集方法	本人等から直接、市町村間の通知から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☐ なし ☒ あり⇒提供先（コンビニ交付システム）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市市民生活課 （所在地）新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	10-07
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民情報システム（個人番号カード交付管理）
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市市民生活課
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カードの管理のため
記録される項目	氏名、生年月日、住所、性別、年齢、カナ氏名、管理番号、宛名番号、世帯番号、電話番号、代理人情報、電子証明書利用の有無
記録される個人の範囲	個人番号カード交付対象者
記録される個人情報の収集方法	本人等から直接、市町村間の通知から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市市民生活課 （所在地）新発田市中心3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	10-08
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民情報システム（総合窓口支援）
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市市民生活課
個人情報ファイルの利用目的	住民に関する居住情報の記録及び管理のため
記録される項目	【住民情報照会】 氏名、生年月日、住所、性別、年齢、続柄、世帯主氏名、世帯番号、行政区、投票区、小学校区、中学校区、住記状態、日本人・外国人の別、国民健康保険情報、国民年金情報、介護保険情報、後期高齢者医療保険情報、印鑑登録情報、選挙名簿情報、福祉医療情報、児童手当情報、児童扶養手当情報、収納状況情報、市民税・法人税・固定資産税・軽自動車税・口座・児童扶養手当・学齢簿・就学・障害福祉・特別児童扶養手当・個人番号カード・市営住宅・地域福祉の有無 【証明書交付申請】 氏名、生年月日、住所、性別、年齢、カナ氏名、続柄、本籍、宛名番号、電話番号
記録される個人の範囲	住所を有している人、住所を有していた人
記録される個人情報の収集方法	本人等から直接
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☒ なし ☐ あり⇒提供先（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市市民生活課 （所在地）新発田市中央町3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）

No	10-09
----	-------

新発田市個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	窓口D X S a a S
機関の名称	新発田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	新発田市市民生活課
個人情報ファイルの利用目的	住民に関する居住情報の記録及び管理のため
記録される項目	氏名、カナ氏名、性別、生年月日、年齢、電話番号、本籍、筆頭者、住所、前住所、世帯主氏名、続柄、異動日、届出日、異動事由、旧氏、個人番号、住民票コード、宛名番号、世帯番号、国籍区分、外国人情報、個人番号カード・印鑑登録・個人住民税・固定資産税・軽自動車税・生活保護・児童手当・児童扶養手当・障害福祉・介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金の有無
記録される個人の範囲	住所を有している人、住所を有していた人
記録される個人情報の収集方法	本人等から直接、市町村間の通知から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☒ 含まない ☐ 含む
記録情報の経常的提供先	☐ なし ☒ あり⇒提供先（住民情報システム（住民基本台帳））
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）新発田市市民生活課 （所在地）新発田市中心部3丁目3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手続	☒ なし ☐ あり⇒根拠法令（ ）
個人情報ファイルの種別	☒ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第1号） ☐ マニュアル処理に係る個人情報ファイル（法第60条第2項第2号）